

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・夏期賞与要支給額に係る当期末相当金額を計上している。

退職給付引当金・・・期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 会計方針の変更

該当なし。

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
基 本 財 産				
国 債	252,941,660	98,331,130	100,225,880	251,046,910
定 期 預 金	539,000	0	0	539,000
小 計	253,480,660	98,331,130	100,225,880	251,585,910
特 定 資 産				
退職給付引当資産	12,657,307	736,750	124	13,393,933
小 計	12,657,307	736,750	124	13,393,933
合 計	266,137,967	99,067,880	100,226,004	264,979,843

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
基 本 財 産				
国 債	251,046,910	0	251,046,910	0
定 期 預 金	539,000	0	539,000	0
小 計	251,585,910	0	251,585,910	0
特 定 資 産				0
退職給付引当資産	13,393,933	0	0	13,393,933
小 計	13,393,933	0	0	13,393,933
合 計	264,979,843	0	251,585,910	13,393,933

6 担保に供している資産

該当なし。

7 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
什 器 備 品	239,532	239,529	3
合 計	239,532	239,529	3

8 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期残高及び当該債権の当期末残高、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	債 権 金 額	貸倒引当金の当期末残高	債 権 の 当 期 末 残 高
未 収 金	6,887,124	0	6,887,124
合 計	6,887,124	0	6,887,124

9 債務保証等の偶発債務

該当なし。

10 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳 簿 価 額	時 価	評 価 損 益
第 1 5 3 回 利 付 国 庫 債 券	102,741,280	111,440,000	8,698,720
第 1 7 9 回 利 付 国 庫 債 券	98,322,630	95,450,000	△2,872,630
第 3 2 9 回 長 期 利 付 国 庫 債 券	49,983,000	50,530,000	547,000
合 計	251,046,910	257,420,000	6,373,090

11 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当期末 残高	貸借対照表 上の記載 区分
助成金等 JICA共催金	(独) 国際協力機構	0	50,000	50,000	0	
小計		0	50,000	50,000	0	
合計		0	50,000	50,000	0	

12 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当なし。

13 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

該当なし。

14 関連当事者との取引の内容

該当なし。

15 重要な後発事象

該当なし。

16 その他

該当なし。